

新年明けましておめでとうございます。謹んで年頭のごあいさつをもうしあげます。

有限会社美栗陸送 代表取締役 栗本佳孝

私は新しい年を迎え、辰年の2012年を「昇り竜」のように上昇し続ける年にする決意をいたしました。

昨年はおかげさまでもちまして、1年間で60社の自動車販売店さまとの新たなお付き合いを始めさせていただきました。この場を借りてお礼申し上げます。

昨年は、人々の記憶に深く刻まれる大きな震災が発生しました。私たちの地方には直接の被害はありませんでしたが、震災の影響で新車の製造が止まり、中古車価格の高騰、その後新車の製造が回復したものの、秋にはタイの洪水により2度目の新車製造のストップなど自動車業界にとっては大きな影響を受ける1年でありました。

日本の人口統計学からみると本来は、昨年からは好景気であるはずですが実際には一向に景気のいい話は聞こえてきません。

日本人で最もお金を使う年代が、39歳から42歳くらいだそうです。今の日本の年齢別人口をみると最も多いのが63歳から65歳の団塊世代、次が団塊ジュニア世代といわれる39歳から42歳くらいになっています。

この年代以下は人口が減少しています。消費が最も活発になる、日本の当面最後の好景気になるはずでした。実際に住宅関係はいま新築ラッシュといってもいいくらいになっています。では自動車業界はどうでしょう？政治不信などもあって先行き不安から、どんどん新車が売れる状況になっていきません。

TPPの問題もあります。この自動車業界も2年後には中小の自動車販売店の3分の1以上が廃業に追い込まれると予想されています。

廃業を考えてみえる方は別ですが、今後もこの自動車業界に残る3分の2になる気持ちをお持ちの方は共に、今後の進み方について考えていきたいと思っています。

みなさまも気づいてみえると思いますが、今までの商売の仕方では生き残れないかもしれません。ではどんな対策をするのか？どのように時代の流れにのるのか私でお力になれる情報は、今後も発信させていただきます。

今年も、よろしくおねがいします。



あけましておめでとうございます。今年も交通ルールを守った安全運転を心がけましょう。

安全運転は、まず道路交通法を守ることが基本です。道路交通法には交通の方法だけでなく、運転者の義務や運転免許などさまざまなものが定められていますが、そのなかには、他人に迷惑や危害を与えないために運転者が遵守しなければならない事項が定められています。

道路交通法第71条「運転者の遵守事項」では、「身体障害者や幼児等の保護」「泥はね運転の禁止」など全部で14の事項が定められており、それらの大半には、違反の種類や罰則、違反点数、反則金が定められています。

「運転者の遵守事項」に定められている主な内容

初心運転者標識、高齢運転者標識、聴覚障害者標識等をつけた車を保護するために、これらの車に対する幅寄せや割り込みを行うことを禁止したものです。

以下に掲げる者が通行しているときは、一時停止や徐行をして、その通行を妨げないことを定めています。

<身体障害者や幼児等の保護>

- 車いすで通行している身体障害者
- つえを携え、もしくは盲導犬を連れた目が見えない者
- 耳が聞こえない者
- 監護者が付き添わない児童もしくは幼児



<高齢歩行者等の保護>

- 高齢歩行者
- 身体の障害のある歩行者
- 通行に支障のある歩行者(例えば、妊娠している人や杖をついているけが人など)



「運転者の遵守事項」に定められている14の事項のなかから、主なものについて、その内容を紹介します。

走行中に携帯電話を通話のために使用したり、携帯電話のディスプレイやカーナビゲーション等の画像表示用装置を注視することを禁止したものです。走行中に携帯電話を使用したり画像の注視をすると、それだけで罰則の適用対象となりますが、それによって「交通の危険」(交通事故)を生じさせた場合には、より厳しい罰則が適用されます。

各都道府県の公安委員会では、危険を防止し交通の安全を図るために、「げた、スリッパその他運転を誤るおそれのある履物を履いて車両(軽車両を除く)を運転しないこと」などの「運転者の遵守事項」を定めています。運転者はそれらの事項についても、その内容を理解し遵守する必要があります。

(犬塚芳彰)

12月3日
外部講師にお願いしての
「安全運転講習会」を開催
しました。

